

社会保障・税番号制度の導入

— 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律案 —

てらにし かすみ
内閣委員会調査室 寺西 香澄

政府は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として番号制度を導入するため、第180回国会に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。

本稿では、提出の経緯、両法律案の概要及び主な論点について紹介することとしたい。

1. 提出の経緯

(1) これまでに検討された社会保障・税分野の番号制度

我が国では、これまでも社会保障・税分野への番号制度導入が検討されたことがある。

昭和55年には、非課税貯蓄（マル優）の仮名口座を防止するため、グリーンカード（少額貯蓄等利用者カード）制度を導入する法律が制定されたが、海外への資金流出等を懸念する声が高まったこともあり、同制度は施行されることなく廃止された。

また、平成21年6月23日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」において、社会保障番号・カード（仮称）を2011年度中を目途に導入することが明記され、年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金記録等の確認を行うことができる社会保障カード（仮称）の検討が進められたが、政権交代後の同年11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて、予算計上見送りとの評価結果が出されている。

(2) 両法律案の提出の経緯

民主党は「マニフェスト2009」において「所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。」とし、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）に、社会保障・税共通の番号制度の導入が盛り込まれた。

平成22年2月には、国家戦略室に「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置し（会長：菅副総理（当時））、6月29日に「中間とりまとめ」として、番号制度の導入に向けて、①利用範囲をどうするか、②制度設計をどうするか、③保護の徹底をどうするか、という3つの選択肢を含む「社会保障・税に関わる番号制度～3つの視点からの「選択肢」～」＜国民の権利を守るための番号に向けて＞を公表し、意見募集を行った。

この後、社会保障・税に関わる番号制度の議論は、政府・与党社会保障改革検討本部（本

部長：内閣総理大臣。平成23年12月からは政府・与党社会保障改革本部に改称。)の下に設置された「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」(以下「実務検討会」という。)に引き継がれた(座長：現在は社会保障・税一体改革担当大臣)。実務検討会は、平成22年12月3日に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会中間整理」、平成23年1月28日には「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針(案)」、4月28日には「社会保障・税番号要綱」、6月28日には「社会保障・税番号大綱(案)」(以下「大綱」という。)をそれぞれ取りまとめた(基本方針は1月31日に、大綱は6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部でそれぞれ正式決定。)

大綱では、国民一人ひとりに、個人の有する最新の基本4情報(氏名、住所、生年月日及び性別)と関連付けた新たな番号を付し、年金、医療、介護保険、福祉、労働保険、税務の各分野のほか、災害時における支援に利用することとしており、制度導入の効果として、所得等の情報把握とその情報の社会保障・税の分野での効率的な活用が可能となり、負担・分担の公平性の確保、各種行政事務の効率化、国民の利便性の更なる向上等が実現できるとしている。また、個人情報の国家管理につながるのではないかな等の番号制度導入に対する懸念に適切に対処するため、内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会(第三者機関)を置くこととしている。

なお、社会保障・税に関わる番号制度を国民の理解を得ながら推進するために設置された番号制度創設推進本部(本部長：内閣総理大臣)において、番号の名称の一般公募を行い、6月30日に名称を「マイナンバー」とすることを決定した。

その後、大綱に基づき法案策定作業が進められ、12月16日には実務検討会が「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要(案)」を取りまとめた。

政府はこれを踏まえ、平成24年2月14日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(マイナンバー法案)(閣法第32号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(整備法案)(閣法第33号)を国会(衆議院)に提出した。

2. マイナンバー法案の概要

(1) 個人番号及び法人番号の利用の基本

個人番号(後述(2))及び法人番号(後述(5))の利用は、本法の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

- ① 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資すること。
- ② 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる仕組みを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- ③ 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。

- ④ 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報に法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

(2) 個人番号

ア 個人番号の指定・通知

「個人番号」とは、住民票コード¹を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。このため、個人番号は、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者及び中長期在留者、特別永住者等の外国人住民に付番されることとなる。

個人番号は、以下の手続を経て指定・通知が行われる。

まず、市町村長が、あらかじめ地方公共団体情報システム機構²(以下「機構」という。)に対し、個人番号を指定しようとする者に係る住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求める。機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②当該住民票コードを変換して得られ、かつ、③当該住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、速やかに当該市町村長に通知するものとする。市町村長は、機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

なお、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、その者の請求又は職権により、従前の個人番号に代わる新たな個人番号を指定・通知しなければならない。

イ 個人番号の利用範囲

個人番号は、本法に定める社会保障、税、防災分野等の事務を行うために必要な限度で利用することができる。

図表 個人番号の主な利用範囲

社会保障分野	年金の資格取得・確認、給付に関する事務 雇用保険等の資格取得・確認、給付に関する事務 ハローワーク等の事務 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続 福祉分野の給付 生活保護の実施等低所得者対策の事務 等
税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務 等
防災分野等	被災者生活再建支援金の支給に関する事務 その他地方公共団体の条例で定める事務 等

(出所) 内閣官房社会保障改革担当室資料より作成

¹ 住民票の記載事項の1つで、無作為に作成された11桁の番号をいう(住民基本台帳法第7条第13号)。

² 住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及びマイナンバー法の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うため、地方公共団体が共同して設置・運営する組織であり、平成24年2月14日に総務省から「地方公共団体情報システム機構法案」(閣法第35号)が国会(衆議院)に提出されている。

また、個人番号は、国・地方の機関のみならず、当該事務に係る申請・届出を行う者（例えば、健康保険組合や従業員の給与所得から源泉徴収を行う事業主等）のほか、金融機関が災害時に預金等の払戻しを行う場合にも、必要な限度で利用することができる。

ウ 個人番号利用事務等実施者の責務

個人番号を利用してイの事務を行う者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

エ 個人番号の提供要求・本人確認の措置・提供の求めの制限

個人番号利用事務等実施者は、イの事務を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。このうち、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード（後述（6））の提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置をとらなければならない。

また、何人も、本法に規定する場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者）に対し、個人番号の提供を求めてはならない。

（3）特定個人情報の保護等

ア 特定個人情報の保護

（ア）特定個人情報を適切に管理するための指針

個人番号情報保護委員会（後述（4））は、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む、行政機関等が保有する個人情報ファイル又は行政機関等以外の者が保有する個人情報データベース等）を保有しようとする者が特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針を作成・公表するとともに、当該指針について、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（イ）特定個人情報保護評価

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人、機構及び情報提供ネットワークシステム（後述（3）イ）を使用する情報照会者・情報提供者（以下この項及び（3）イにおいて「行政機関の長等」という。）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該ファイルを保有する前に、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（特定個人情報保護評価）を実施する。

特定個人情報保護評価は、以下の手続により行われる。

まず、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数や、当該ファイルに記録される特定個人情報の量及びこれらを保護するための措置など、本法に規定する事項について評価した結果を記載した書面（評価書）を公示し、広く国民の意見を求める。行政機関の長等は、得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱

いについて、個人番号情報保護委員会の承認を受ける。個人番号情報保護委員会は、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが（ア）の指針に適合していると認められる場合でなければ、承認をしてはならない。個人番号情報保護委員会から評価書につき承認を受けた行政機関の長等は、速やかに当該評価書を公表する。

（ウ）特定個人情報ファイルの作成の制限

個人番号利用事務等実施者その他個人番号を利用する事務に従事する者は、本法に規定する場合を除き、当該事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（エ）特定個人情報の提供・収集等の制限

何人も、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供するとき等本法に規定する場合を除き、特定個人情報の提供及び特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）の収集・保管をしてはならない。

イ 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

「情報ネットワークシステム」は、行政機関の長等による特定個人情報の照会・提供を管理するための電子情報処理組織であり、総務大臣が、個人番号情報保護委員会と協議して設置・管理する。これは、個人番号による同一人物の情報の紐付け及びこれに伴う個人情報の一元管理を回避するとともに、個人番号に係る特定個人情報のアクセス記録を個人自らが確認できるようにするために設ける仕組みである。

情報ネットワークシステムは、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信方法を用いることとしており、本システムを使用して情報照会者から特定個人情報の提供を求められた場合、情報提供者は当該特定個人情報を提供しなければならない。また、本システムを使用して行われた特定個人情報の照会・提供については、本システムに記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、特定個人情報の照会・提供に関する事務（以下「情報提供等事務」という。）に関する秘密につき、漏えい防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、情報提供等事務又は本システムの運営に関する事務の従事者（従事していた者を含む。）には秘密保持義務が課せられる。

ウ 行政機関個人情報保護法等の特例等

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律の規定を特定個人情報に適用する場合の特例として、任意代理人による開示請求を可能とするほか、本人の同意がある場合であっても第三者への目的外提供を原則として禁止すること等を定めるとともに、個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報取扱事業者³に該当しない事業者³が

³ 事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、個人情報取扱事業者から除外されているため（個人情報の保護に関する法律第2条第3項第5号、同法施行令第2条）、これに該当する事業者には個人情報の保護に関する法律に規定する義務が適用されない。

特定個人情報を取り扱う場合における当該特定個人情報の保護についての規定を整備する。

また、地方公共団体は、上記の行政機関個人情報保護法等の規定により行政機関の長が講ずることとされている措置等の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が保有する特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとされている。

(4) 個人番号情報保護委員会

ア 個人番号情報保護委員会の設置

国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、内閣総理大臣の所轄の下に、個人番号情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、大綱において「独立性の担保された第三者機関を設置する」とされたことから、公正取引委員会等と同様の、内閣府設置法第49条第3項の規定に基づきいわゆる3条委員会として設置される。

委員会は、委員長及び委員6人（委員のうち3人は非常勤）をもって組織される（任期5年、再任可）。委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。なお、委員長及び委員には、個人情報の保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者及び地方六団体の推薦する者が含まれるものとする。また、委員長、委員及び事務局職員には秘密保持義務が課せられる。

委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督、特定個人情報保護評価、特定個人情報の保護についての広報・啓発等の事務をつかさどる。

イ 業務

委員会は、本法の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

また、委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。なお、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、勧告を行うことなく、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

このほか、委員会は、本法の施行に必要な限度において、特定個人情報の取扱いに関して必要な報告・資料提出を求め、又は立入検査をすることができる。

委員会は、内閣総理大臣に対し、所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べるることができる。また、毎年、内閣総理大

臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(5) 法人番号

「法人番号」とは、国の機関、地方公共団体及び会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人その他の団体を識別するための番号として、国税庁長官が指定するものをいう。

国税庁長官は、法務省が有する会社法人等番号を基礎として法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するとともに、法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。法人番号は、利用範囲が制限されていないため、民間でも自由に利用できる。なお、法人番号の変更は認められていない。

行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下（5）において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるもの）の提供を求めるときは、当該法人番号を通知して行うものとする。

(6) 個人番号カード

「個人番号カード」は、現在住民基本台帳法に基づき交付されている住民基本台帳カードを改良したものであり、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真等の情報を記載することとしている。

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付しなければならない。

個人番号カードは、個人番号利用事務等実施者に個人番号を提供する際の本人確認等に利用するほか、住民基本台帳カードと同様に、市町村の機関が条例で定めるところにより、例えば図書館等の施設利用のために活用することができる。

(7) 罰則

本法に規定する罰則は、以下のとおりである。

対象者、対象行為	罰則	国外犯	法人両罰
個人番号利用事務等に従事する者又は従事した者等が、正当な理由なく、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供したとき	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科	○	○
上記の者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科	○	○
情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事した者が、秘密保持義務に違反して秘密を漏らし、又は盗用したとき		○	—

人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金	○	○
国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	○	—
委員会の委員長、委員及び事務局職員が、秘密保持義務に違反して秘密を漏らし、又は盗用したとき		○	—
委員会の命令に違反した者	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金	—	○
委員会に報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した等の者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	—	○
偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	—	○

(8) 検討

政府は、本法の施行後5年を目途として、本法の施行状況等を勘案し、本法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。

(9) 施行期日

本法は、以下の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- ① 個人番号及び法人番号の利用の基本、準備行為、検討規定等【公布の日】
- ② 委員会の組織、委員長等の秘密保持義務違反に対する罰則等
【平成25年1月1日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日】
- ③ 特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針、特定個人情報保護評価、委員会の業務（指導・助言、勧告、命令）等
【公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日】
- ④ 個人番号の利用範囲・提供要求、本人確認措置、個人番号カードの交付等
【公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日】
- ⑤ 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等
【公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日】

政府は、平成27年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち可能な範囲で、順次、個人番号及び法人番号の利用を開始することを目指している。

3. 整備法案の概要

マイナンバー法施行のため、以下の法律を含む関係27法律の規定の整備を行う。

(1) 住民基本台帳法の一部改正

個人番号を住民票の記載事項及び本人確認情報に追加するとともに、本人等の請求による住民票の写し等につき、特別の請求があったときは個人番号を記載することとする。

また、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて個人番号を含む本人確認情報を利用できる者及び事務を追加する。

このほか、機構の設立に伴い指定情報処理機関制度⁴を廃止するとともに、個人番号カードの交付に伴い住民基本台帳カードに関する規定を削除することとしている。

(2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正

現行法に規定する公的個人認証サービスである電子署名に加え、個人番号に係る特定個人情報へのアクセス記録を個人自らが確認できるようにするため、インターネット上の簡易な本人確認手段として「電子利用者証明」の仕組みを創設する。

また、電子署名又は電子利用者証明の本人確認を行う者（署名検証者、利用者証明検証者）の範囲を、行政機関等のほか総務大臣が認定する民間事業者にも拡大する。

このほか、電子署名等に係る電子証明書の発行等を機構に行わせることに伴い、現在当該事務を行っている指定認証機関⁵に関する規定を削除することとしている。

4. 主な論点

(1) 社会保障・税番号制度に対する国民の理解

内閣府が平成23年11月に実施した「社会保障・税の番号制度に関する世論調査」によると、社会保障・税番号制度の内容を知らないと答えた者の割合が約8割に上っている。

政府は平成23年5月以降、全都道府県で番号制度シンポジウムを開催しているところであるが、制度導入のメリット・デメリットを含め、よりきめ細かく周知を図り、国民の理解を得る取組が求められる。

(2) マイナンバーの利用範囲

マイナンバー法案は、個人番号の利用範囲を社会保障、税、防災分野等の事務に限定しているが、その中でも、例えば利子所得等の把握は困難とされていることから、給付や負担の公平性を確保するために把握すべき情報の範囲が論点の1つとなろう。

また、大綱には、「番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討する」ことのほか、医療分野等の特に機微性の高い医療情報については、特段の措置を定める法制を別途整備することが挙げられており、マイナンバーの利用範囲の拡大についても、その動向を注視する必要がある。

⁴ 都道府県知事から委任を受けて本人確認情報処理業務を行う機関を総務大臣が指定することとしており、財団法人地方自治情報センター（LASDEC）が指定されている。

⁵ 都道府県知事から委任を受けて電子証明書の発行等の事務を行う機関を総務大臣が指定することとしており、財団法人自治体衛星通信機構（LASCOM）が指定されている。

(3) 個人番号情報保護委員会による個人情報保護措置

諸外国では、個人情報保護制度について独立した監視機関が設置されている例が多いが（例えば、英国の情報コミッショナー等）、我が国では、個人情報の保護に関する法律において主務大臣制を採用しており、これまで独立した監視機関は設置されていなかった。

マイナンバー法案により設置される個人番号情報保護委員会は、社会保障、税等の分野に限定されるものの、我が国で初めての個人情報保護に関する独立した監視機関となることから、同じく我が国で初めて導入される特定個人情報保護評価を始め、十分な監視機能が発揮される体制が構築されるのかが注目される。

また、(2)で指摘した将来におけるマイナンバーの利用範囲の拡大を踏まえると、同委員会が個人情報保護全般の監視機能を有することも考えられる。その場合には、主務大臣制を採用する個人情報の保護に関する法律の見直しが必要となろう。

(4) 制度導入に係る費用・便益の提示

社会保障・税番号制度の導入は、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上をもたらす一方で、新たなシステム開発による相応のコストも発生する。

大綱では、「番号制度を導入する場合の費用及び便益について、行政の効率化による経費削減効果を含め、国民にわかりやすく示すこと」としていることから、(1)で指摘した制度の周知に当たり、この点についても早急に提示していくことが必要と思われる。

【参考文献】

- ・ 広瀬真人「社会保障・税に関する番号制度の導入に向けて」『知的資産創造』18巻10号（2010.10）4～15頁
- ・ 森信茂樹・小林洋子『どうなる？どうする！共通番号』（日本経済新聞出版社 2011年9月）